

6 . 臭気対策に係る管理体制

6 . 1 管理組織

1) 基本的事項

臭気対策に係る管理組織を環境保全面及び安全管理面から検討し、整備することが必要である。

事業者の規模によっては、臭気対策に係る管理組織を整備することが難しい場合もあるが、管理体制整備の目的に則って、全体の組織の中で臭気対策に特に配慮すべき事項について対応できるよう人員の配置を検討すべきである。

< 解説 >

臭気対策に係る管理体制を考えると、安全管理と環境保全の二つの面がある。環境保全には、自社工場内の環境保全(労働環境保全)と周辺環境保全(具体的には、法規制遵守や苦情発生の防止など)の両面がある。一方、安全管理面では、事故発生の防止のための安全管理と事故時の措置といった面からの臭気管理ということになる。

人員配置に際しては当然、しかるべき資格や能力を有する者をあてることが望ましい。

防脱臭設備や技術を導入した後における日常の管理業務(運転・運用など)は、工場事業場を運営する当事者が行うべき管理業務として位置づけられる。これらの業務は、防脱臭装置あるいは機器を製作納入した業者の行う保守や点検の業務とは明らかに性格が異なる。すなわち、原則として製作納入した業者の責任は(適切な運用管理の下で)これらの装置の性能を保証することであり、これらの装置や機器の運用とその管理はこれらを導入し使用している工場事業場の責に帰すべきものであると考えられる。このことから、装置業者は運転あるいは点検や管理の方法を事業者に対して明示し、研修を行い、性能の維持や良好な運転管理あるいは事故の防止等のために種々の情報を提供する義務がある。

参考資料として臭気管理事例を巻末に掲載した。

2) 環境保全面

臭気管理の面からみた管理組織の目標は

日常の業務において、平常の水準以上の臭気の発生・排出を防止することと、その排出を低減させていくことである。

管理組織の形態について特に定まった形態はないが既存組織(公害防止組織、安全管理組織など)を活用する方法もある。

管理組織の行う業務は主として、以下のようなことがある。

発生施設の使用法の監視並びに防脱臭施設の維持と使用

発生し排出される臭気及び臭気物質の量の測定と記録

敷地境界線における大気中及び排出水中の臭気及び臭気物質の濃度の測定と記録

事故時における応急措置と復旧、ならびに事故の状況の記録と報告

企業活動が環境へ及ぼす影響の把握とその低減その後苦情対応を含む地域との関係構築

< 解説 >

環境保全の観点からみた臭気管理を行う管理組織の目標は、日常の業務において平常の水準以上の臭気の発生とその排出を防止することにあるといえる。

大気中や排水中へ排出される汚染物質が臭気あるいは臭気物質のみというケースはほとんどなく、むしろ大気汚染防止法や水質汚濁防止法に定められた汚染物質の排出が主たる汚染物というケースがほとんどであろう。臭気管理を行うに当たって、新たに管理組織を整備することが必ずしも必要なわけではない。「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく管理組織や大気汚染・水質汚濁防止のための管理組織が既成で存在する場合は当然その組織を活用することが望ましい。

ISO14001においても、企業の中になじむ組織あるいは既存組織の活用を推奨している。このことから、既存の公害防止管理や安全管理などのための組織を活用し、その中で臭気という項目についても排出管理や排出低減を行っていくのが望ましい。

上記管理組織の行う業務の内容を以下に箇条書で説明する。

事業者の行うべき日常の点検や保守の作業とその管理を行う。悪臭防止法の諸規制に適合させるために必要な日常管理の基本となるものである。

敷地境界における臭気の判定を行い、同法の1号規制との適合を調べる。

排出口における臭気の測定を行い、悪臭防止法における2号規制との適合を調べる。

事故時の措置を行う。悪臭防止法により規定された事項への対応として要求されるものである。事故時の状況を把握するには、通常時の敷地外における環境状況を把握しておくことが必要となる。

大気環境への影響や、周辺に対する生活妨害（nuisance）の状況把握のため、工場敷地外における臭気測定や周辺住民からの情報収集が必要な場合もある。

日常の設備や装置の管理については、第5章に詳説しているので、それを参照されたい。

生活妨害への対応として最も典型的なものが、苦情対応である。周辺からの苦情は直接、工場事業場へ持ち込まれることもあれば、本社経由、自治体経由など種々のルートがある。これらへの対応もまた、重要な環境管理の一部であり、苦情処理のための手順や対応の内容をあらかじめ定めてマニュアル化しておくことが必要になる場合もある。特に臭気は、たとえ排出量が微量でも感知しやすいこともあって、騒音・粉じん・振動などとならんで苦情項目の大きな部分を占める。

3) 安全管理面

臭気発生施設及び防脱臭設備の異常による高濃度臭気ガス等の排出を防止又は抑制することは、安全管理面で最も重要なことである。そのためにも平常時の臭気状況を把握しておくことが必要である。また、当然のことながら、臭気の有無に係らず危険物・有毒物の漏洩防止に係る安全管理は徹底する必要がある。

< 解説 >

臭気発生施設及び防脱臭設備の安全管理の面からは、臭気管理がきわめて重要なものとなる。施設の運転管理に関しては、運転管理マニュアルの整備や運転要員の教育指導などによって、円滑な業務の遂行が確保される。しかし、計器類の示す異常以外に、発生・排出される臭気の異常から異常状態を検知することもきわめて重要である。嗅感覚はかなり鋭敏なものであるから、計器の示す異常よりも迅速に異常状態の発生を知ることができる場合もある。異常臭気の発生は単に防脱臭設備の不良を示すのみではなく、異常な反応の発生や、配管の異常によるガスや液の漏洩などの現象に伴うこともあるので、作業現場における臭気管理はきわめて重要である。

これらのことから、作業現場の臭気管理によって、安全管理をより徹底することが可能になる。しかし、このためには、常に作業現場の臭気状況を把握、あるいは発生排出される臭気を監視する必要がある。これは特に作業現場だけでなく、工場敷地内、敷地境界、敷地外においても行われる必要がある。

これらの臭気の測定と監視によって平常時の臭気状況を把握することにより、異常状態の発生を検知することができる。

別の面の安全管理は、危険物・有毒物に対する作業員の安全確保及び周辺環境への漏洩防止の点からのものである。危険物・有毒物はそれ自体が臭気を持つものもあり、また、事故防止のため意図的に臭気物質を添加している場合もある。このような場合には、現場で使用されている物質の臭気を知っておくことに加えて、作業員に対してこれらの情報を徹底しておくこと、さらに、臭気レベルの監視が必要になることがある。

6.2 教育指導と人材育成

環境管理を的確に行うためには、人材の確保が不可欠である。人材確保のためには、環境管理に十分な経験を持つ人的資源を導入するか、または、自社において教育訓練を行うことになる。これらの人材育成においては、その目的を明確にする必要がある。運転要員の養成、操業管理のための教育研修、保守点検のための教育、事故時の訓練など多くの目的があり、これらの目的に応じて教育研修あるいは資格取得などを検討する必要がある。

臭気管理の面からは、臭気発生施設あるいは防脱臭設備の運転管理要員には、臭気に関する知識を習得させることが望ましい。工程管理の面からも平常時と異常時の区別を臭気

によって知ることができる。特に臭気関連の国家資格としては臭気判定士があり、大気及び水質関連の国家資格としては公害防止管理者と環境計量士がある。このほかに、環境全体として技術士（環境・衛生工学・水道）がある。

業界団体の主催する講習会やセミナー、公的機関の実施する講習会などを利用することも考えられる。さらに、防脱臭装置や薬剤の製造業者等でも講習会やセミナーを実施することがある。これらのメーカーから装置や技術を導入する際には、取扱いに関する講習会や研修が行われることが多いので、これらの機会を利用することもできる。